

富士市「EMぼかし生ごみ堆肥化推進事業」実施要領

(目的)

第1条 この要領は、家庭から排出される廃棄物の減量を目的に、家庭における生ごみの堆肥化を推進するために行うEMぼかし資材等(以下「資材等」という。)の交付に関し、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要領において、「資材等」とは、容器、EMぼかしをいう。

(交付の対象)

第3条 交付の対象となる者は、交付した資材等を用いて家庭で発生する生ごみを堆肥化し、生ごみの減量を行う者であって、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 本市に住所を有する個人
- (2) 本市で活動する市民団体等
- (3) 市内の教育保育施設等において、資材を教育の一環として活用しようとする者
- (4) その他、市長が家庭で発生する生ごみの減量に寄与すると認める者

(交付の申請)

第4条 資材等の交付を受けようとする者は、EMぼかし資材等交付申請書(第1号様式)を提出しなければならない。

(交付の数量)

第5条 交付する資材等の数量は、1世帯当たり容器2個とEMぼかし1袋とする。ただし、団体等で、資材を使用する者が複数世帯であって、申請時に使用する者の氏名を明示する場合はこの限りではない。

- 2 交付を受けた者は、交付の日から1年間は再度交付を受けることはできない。

(実施報告)

第6条 資材等の交付を受けた者は、資材等を受領後2か月以内に資材の使用状況等の写真を添付して、EMぼかし生ごみ堆肥化実施報告書(第2号様式)または、電子申請により報告しなければならない。

(雑 則)

第7条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成15年4月1日から適用する。

この要領は、令和3年4月1日から適用する。

この要領は、令和6年11月1日から適用する。